

転用に伴う意見書交付及び地区除外申請について

【提出書類】

農地転用等の通知及び意見書の交付願(様式第1号) … 1部

地区除外申請書(様式第3号) … 1部

農地転用に係る協議書 … 2部

農地転用に係る承諾書 … 2部※

(※承諾書は黒井堰地区管内における転用の場合のみ)

黒井堰地区管内とは？

米沢市窪田町矢野目の一部

南陽市大橋の一部

高島町大字糠野目、上平柳、蛇口、福沢、福沢南、山崎、一本柳

夏茂元津久茂、夏茂元夏刈、石岡、川沼の一部

川西町大字下平柳、洲島の一部となります。

黒井堰地区管内かどうか不明の場合は、土地改良区に問い合わせ下さい。

●添付書類(農地転用等の通知及び意見書の交付願に記載のとおり) … 各1部

- ・位置図(1/25,000または1/50,000)
- ・案内図(住宅地図等)
- ・公図(字限図)
- ・配置図(利用計画図)
- ・土地登記簿謄本(全部事項証明書)(3ヶ月以内のもの)
- ・農業振興地域内の農用地区域外(白地)証明書

※位置図、案内図、公図 … [申請地朱色図示](#)

※公図、土地登記簿謄本(全部事項証明書)、白地証明書 … [写しの場合は原本証明](#)

原本証明とは？

転用組合員の署名・捺印

代理人の場合は、代理人の署名・捺印(職印)可

〈例〉 原本に相違ありません

令和〇年△月×日 米平太郎

米
平

◇確認印 … 地区担当総代の署名・捺印

地区担当総代については、土地改良区に問い合わせ下さい。

黒井堰地区については、定例会議時に土地改良区が確認印をもらいます。

ただし、定例会議が毎月月初めのため、お急ぎの場合は、ご自分で確認印をもらってください。

畑への地目変更に伴う地区除外申請について

【提出書類】

地区除外申請書(様式第4号)

確約書(様式第5号)

●添付書類(地区除外申請書に記載のとおり)

- ・位置図(1/25,000または1/50,000)
- ・公図(字限図)
- ・土地登記簿謄本(全部事項証明書)(3ヶ月以内で地目が畑へ変更後のもの)
- ・農業振興地域内の農用地区域外(白地)証明書

※位置図、公図… 申請地朱色図示

※公図、土地登記簿謄本(全部事項証明書)… 写しの場合は原本証明

※農業振興地域内の農用地区域外(白地)証明書… 事業完了後8年未経過の場合

◇確認印… 地区維持管理組合長の署名・捺印

地区維持管理組合長については、土地改良区に問い合わせ下さい。

黒井堰地区については、定例会議時に土地改良区が確認印をもらいます。

ただし、定例会議が毎月月初めのため、お急ぎの場合は、ご自分で確認印をもらってください。

用途変更に伴う地区除外申請について

※田以外の地目で賦課している土地を、地目本来の用途に戻す場合
〈例〉地目:畑、用途:田→地目:畑、用途:畑

【提出書類】

地区除外申請書(様式第6号)
確約書(様式第5号)

●添付書類(地区除外申請書に記載のとおり)

- ・位置図(1/25,000または1/50,000)
- ・公図(字限図)
- ・土地登記簿謄本(全部事項証明書)(3ヶ月以内のもの)
- ・農業振興地域内の農用地区域外(白地)証明書

※位置図、公図 … 申請地朱色図示

※公図、土地登記簿謄本(全部事項証明書) … 写しの場合は原本証明

※農業振興地域内の農用地区域外(白地)証明書 … 事業完了後8年未経過の場合

◇確認印 … 地区維持管理組合長の署名・捺印

地区維持管理組合長については、土地改良区に問い合わせ下さい。

黒井堰地区については、定例会議時に土地改良区が確認印をもらいます。

ただし、定例会議が毎月月初めのため、お急ぎの場合は、ご自分で確認印をもらってください。

公共買収に伴う地区除外申請について

【提出書類】

地区除外申請書(様式第3号)

●添付書類(地区除外申請書に記載のとおり)

・位置図(1/25,000または1/50,000)

※位置図 … [申請地朱色図示](#)

□確認書類

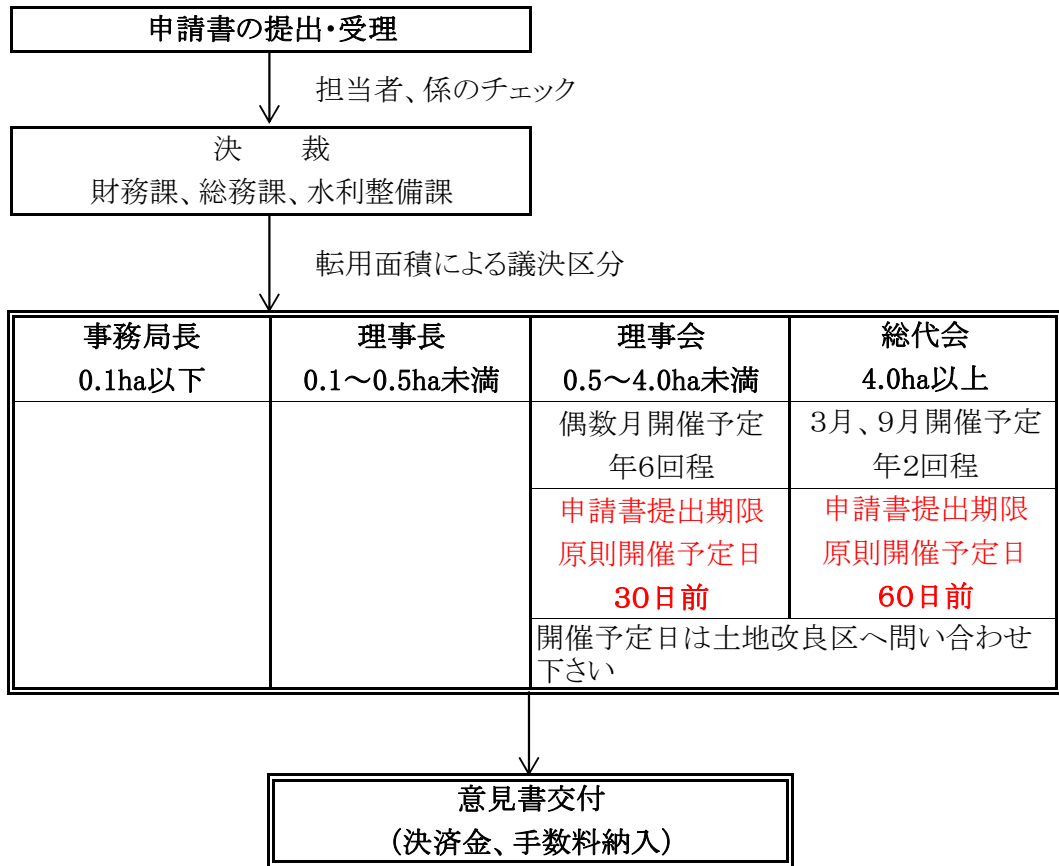
・申請時、該当地番の記載のある土地買収調書・土地売買契約書等を確認します。

いつから除外になるの？

申請は年度毎となっております。申請年度の翌年度賦課より除外となりますので、申請年度の賦課金はかかることになります。

また、年度末の申請は、年度内に処理が完了しない場合がありますので、早めの申請をお願いします。

土地改良区へ申請書の提出～意見書交付までの流れ



申請はお早めに

申請書受理から意見書交付までには多少お時間がかかります。
 転用面積によっては、理事会、総代会の議決の必要がありますので、
 申請はお早めをお願いいたします。